

## 令和2年9月定例会報告

令和2年9月3日（木）から9月28日（月）の間、9月定例会が開催されました。

今回の定例会は、令和元年度の決算審査や旧井筒屋の建物を改修して設置する宇部市トキスマにぎわい交流館の設置条例などを審査しました。

今回の案件として重要視したのが、トキスマにぎわい交流館の設置条例です。

今回、議案として環境保全センターのごみ処理施設基幹的設備整備工事も上程されており、工事費が約38億円（宇部市の実質負担は約14億円）と将来的に多くの財政負担を伴います。また、コロナ禍により、税収の減も予想されることから、トキスマにぎわい交流館の設置について慎重に検討しました。

トキスマにぎわい交流館は、建物改修に約30億円、年間の管理費用が約2億円かかり、築43年の建物の強度や宇部市と宇部市商工会議所が発起人となり設立した(株)にぎわい宇部との関わり合い、宇部市の篤志家の方が進められている旧レッドキャベツとの関係など会派としても独自に調査検討しました。

市民の方が心配している財政問題については、一般質問、決算審査の委員会などで問いただし、執行部として一定の考え方も聞けましたが、削減のハードルは高いと感じられました。

採決については、無記名投票となり、投票の結果、15対12で反対が多数を占めました。今後は、どのような施設を市として設置していくか早急に検討していかなければいけないと思います。会派としても、積極的に執行部とも検討していきます。

また、決算審査において、次の2件について要望をしました。

- ・一般会計・特別会計・企業会計にわたる、資産・負債・純資産又は資本の状況及び有形固定資産減価償却率など宇部市の財政状況が見渡せる一覧表の作成について

宇部市においては平成28年度決算からバランスシートを作成しており、人口減少時代に対応するため、着実な投資的経費を確保する目安となる数値の確認が必要になるとの考えから一覧表の作成を要望しました。

- ・うべ未来エネルギー株式会社代表取締役社長などについて

現在、取締役社長に市の職員が就任しています。地方公務員法第38条で市の職員には営利企業等の従事制限があります。また、地方自治法第238条の4第7項に行政財産の目的外使用許可について「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる。」との規定があ

り、法に抵触している可能性があります。また、職員は無報酬で代表取締役社長になっており、責任をとれる状況にはないので、改善の処置をするように要望した結果、改善の旨、回答がありました。

以下、一般質問及び決算審査の委員会でのやり取りを記述します。

一般質問

質問1 今後の宇部市の行財政運営について

(質問要旨)

この問題は、6月議会で一般質問をしました。引き続き重要な問題でありますので、質問をしたいと思います。

令和元年度すなわち2019年度の決算の記者会見で、市長さんは、「今後の財政は、大型投資事業の計画的な実施により一時的に市債残高は増加し、基金残高は減少、経常収支比率の高止まりや新型コロナウイルスの影響による税収減など厳しさが増していく見込みであり、SDGS未来都市として持続可能なまちづくりの取り組みを継続し、抜本的な見直しとして施設整備事業の延長や中止を検討していく」と述べられています。

今までのことを振り返ってみますと、人口減少や超高齢化の進展により、市の歳入の根幹である市税の減少や社会保障費の増加など財政状況の悪化が懸念され、また公共施設の多くは老朽が進み、国において自治体に対し、公共施設等総合管理計画の策定の要請があり、平成28年3月に宇部市公共施設等管理計画を策定されました。現在、新庁舎の建設が始まり、今後の施設整備の在り方について議論をしてきたところです。

今回の新型コロナウイルスの影響は市財政に計り知れない影響があり、また、今回、議案が上程されています旧井筒屋の改修工事などに多くの経費がかかると認識しています。

そのような状況の下、この9月議会は重要な議会と認識しております。12月議会までには、いろんな骨格が決まってくるだろうと思います。

そこで、来年度の予算に向けて、施策や事務事業の見直しは、避けては通れないものだと認識しております。そこで、次の項目について、お尋ねします。

- (1) 新型コロナウイルスの影響による税収減
- (2) 施策や事務事業の見直しの基本的な考え方

(回答要旨)

- (1) 新型コロナウイルスの影響による税収減

新型コロナウイルスの影響による景気の冷え込みにより、法人市民税、償却

資産税をはじめとした市税の大幅な減収が見込まれるところです。

市税の中には、その影響が翌年度に顕著に現れるものもあり、市税全体では、令和3年度に更に減少すると予測されますが、現時点では、その減収幅について試算することは困難な状況です。

なお、新たに創設した徴収猶予の特例制度については、令和2年8月末時点で、固定資産税を中心に、約8600万円の申請を受け付けています。

また、償却資産及び事業用家屋については、一定の要件を満たした場合、令和3年度課税分に限り、固定資産税の軽減措置が講じられることとなっています。

今後の新型コロナウイルスの状況により、税収は大きく変動することが予測されるため、引き続き、毎月の収入額を注視していきます。

## (2) 施策や事務事業の見直しの基本的な考え方

新型コロナウイルスの感染症がもたらした経済的な打撃はリーマンショックを超えると言われており、本市においても財政状況の急激な悪化が予測されます。

このような中で、将来に向け、暮らしやすく魅力的なまちづくりを進めるためには、限りある経営資源を効果・効率的に配分することが重要となります。

そのためには、これまで進めてきた行財政改革をさらに強化し、施策や事務事業について全般にわたって見直しを行い、経費削減や財源確保に取り組むことが必要です。

まず、施策については、現下の課題と緊急性を見極め選択と集中により投資効果の最大化に努めます。

また、事務事業については、PDCAサイクルにより事業の進捗状況や、目標の達成状況とともに優先度や事業効果が低いものは廃止や縮小を図ります。

さらに、保有資産のコスト削減や効率的運用を図る観点から、公共施設の管理について、「個別施設計画」を令和2年度中に策定し、公共施設の最適な配置と効率的運営を目指します。

一方、本庁舎の建替えや旧山口井筒屋宇部店の利活用は、中心市街地の再生、そして、新たなまちづくりに、必要なものとして、これまで議論を重ねてきたものです。

これらの大型事業の遂行に当たっては、国の補助金の活用や行財政改革の徹底により、財源を確保していきます。

## (再質問後のやり取り要約)

新市庁舎建設に2期庁舎を含め117億円、今回議案が上程されている、トキスマにぎわい交流館に約30億円及び年間2億円の管理経費がかかり、ごみ処理施設

の延命化工事費に約38億円の経費がかかり、コロナの影響もあり、今後、具体的にどのように施策や事務事業の見直しをされるのか再質問をしました。「選択と集中」でやっていくということでしたが、具体的な方針は現在のところないように感じました。

また、宇部市の一般会計の資産の老朽化を表す有形固定資産減価償却率は63、1%と年々数値の上昇が見られ資産の老朽化が進んでいます。

来年度、予算を見なければ分かりませんが、今回、上程されているトキスマにぎわい交流館の設置条例については、他の事業を廃止または縮小できなければ賛成できないと感じましたが、具体的な考えが聞けずに終了しました。

(決算審査特別委員会でのやり取り)

非常に重要な問題なので、もう一度、来年度予算について、見直しの具体的な方向性について決算委員会で質問をしました。

- ・常盤公園における催し物の見直し
- ・動物ふれあい広場の見直し
- ・恩田スポーツパークの見直し
- ・体育協会とスポーツコミッションの統合
- ・ガーデンシティーの見直し
- ・DMOの見直し
- ・スマートシティーウェルネスの見直し

等、具体的な見直し項目が出てきました。しかし、このような項目では、十分な削減はできないと感じました。

このことについては、来年3月の予算委員会において確認をしていきます。

質問2 下水道事業計画の見直しに伴う都市計画税の取り扱いについて

(質問要旨)

令和元年12月定例会で、この問題を取り上げました。国の下水道整備の10年概成に伴い、下水道整備区域の見直しが行われ、令和3年度から合併処理浄化槽となった区域について初期費用の上乗せ補助を検討し、都市計画税については、負担の公平性など総合的観点から見直しを検討していくとのことでありました。

今回、この問題を取り上げたのは、来年すなわち令和3年度から制度を変更しようとするならば、12月議会で条例改正が必要であり、今議会を外すと議論ができないという重要な議会であるとの認識からさせいただきました。

したがって、今後どのようにしていられるかお伺いします。

(回答要旨)

都市計画税は、目的税であり都市計画事業に要する費用に充てるために、都市計画区域内の市街化区域に課税するものです。

本市では、市街化区域を定めていないため、条例で用途地域内に課税しています。

都市計画税の令和元年度決算額は約16億円となっておりその用途は、街路事業に9%、公園事業に2%、下水道事業に87%、市街地開発事業に2%の割合で充当しています。

下水道事業計画の見直しに伴う都市計画税の取り扱いについて検討しましたが、都市計画事業の内容は多岐に亘っており、本市が多極ネットワーク型コンパクトシティの中で位置づけた地域拠点の都市機能を整備していくうえで都市計画税は、これからも欠くことのできない財源です。

従いまして、下水道の受益の有無だけをもって用途地域の一部を課税区域から除外することは現段階では困難と判断しました。

一方、下水道事業については、国が示す10年概成や合併処理浄化槽の普及等を考慮し、区域の縮小等の見直しをすることとしました。

見直しにあたっては学識経験者、関係団体代表者や議員の方々で構成された「宇部市上下水道事業検討委員会」を設置し、検討した結果、下水道から合併処理浄化槽へ転換すること、合併処理浄化槽となった区域は、下水道事業計画区域内と全体計画区域内で浄化槽設置補助金の上乗せの差別化を図ること、維持管理費の差額を軽減すること、という提言を頂きました。

この提言に基づき、対象地域の地元説明会で説明し、下水道事業計画の見直しについては、概ね了解が得られていると考えています。

なお、地元説明会の一部意見の中には、都市計画税の課税対象範囲や浄化槽設置補助金に対する既設置者との不公平感などのご意見を頂いております。

そのため、今後、令和3年4月からの実施に向けて浄化槽設置補助金の交付期間や既設置者は更新時に補助金の交付対象とするなど、制度設計の構築に取り組んでいきます。

(再質問後のやり取り要約)

都市計画税の減免については困難との回答があり、市民としては下水道と合併浄化槽の維持経費に差がなければ、理解もできるであろうと思われま。現時点においては、不公平感のある制度と感じますので、12月議会で、もう一度、制度について質問をするということで、終わりました。

今後、12月議会に向けて、執行部と意見交換をしたいと考えています。